

登園許可証 (医師記入)

社会福祉法人尚徳福社会 高野台保育園

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、 5 日を経過すること
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5 日を経過する まで、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による 治療を終了 するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (EPEC 毒素を産生する大腸 菌 O157, O26, O111 等)	症状が治まり、連続 2 回の検便によって菌陰性が確認された もの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患は、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づき、練馬区医師会保育園医会と保育課で協議を行い指定した疾患です。医師の許可を頂いてからの登園となります。

保育園長 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので

年 月 日 から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

印又はサイン